

## 平成30年度 営繕課と県管連との意見交換会（質疑・要望）

### 【I 専門業種への発注】

#### 1 安定した予算の確保と施策について

頻繁に発生する地震や豪雨災害等、激甚化する事象が続いています。また、切迫する南海トラフ大地震も懸念されています。災害時のライフラインの確保は非常に大切であることは言うまでもありません。しかしながら、ライフラインの確保に必要な技術者が不足している状況です。これは規制緩和による過当競争、零細な専門業者の衰退等により専門業種の魅力が薄れ、人口減少による地方の疲弊も加わり、若者の技術職への敬遠、都市への流出が進み、現在の状況を維持できるか心配されるところです。

電気・ガス・水道等に携わる業者の強化、特に水道専門業者は零細企業が多く、規制緩和により魅力が少なくなった水道組合を強化し、どんな災害にも対応できる組織作りを行う必要があります。専門業者のメリットを高め、災害等に対応できる組織づくりへの行政支援や公共工事に依存する割合が高い地元業者の体力を作るためにも専門性の高い業種への特段のご配慮をお願いします。

地元業者が地元を守る、地元から安心される環境をつくるためにも、専門業種の魅力を高めるためにも、安定した予算の確保や施策をお願いいたします。

昨年「県の管工事は年間の件数が少なく」と回答されていますが、少ない件数だからこそ過当競争となる入札形式を取り入れるのではなく、地元が潤う方法を考慮して頂きたい。

（問1）専門性の高い業種への配慮について

（県答）専門性の高い工事については、原則、設備工事として分離発注に取り組んでいる。

（問2）安定した予算の確保や施策について

（県答）① 営繕課では、課独自の予算を持っておらず、各課の要望を受けての工事発注となるため、直接的な対策は出来かねる部分がある。

② 今後は、県有施設の管理計画の策定等により長期的・計画的な工事発注が期待される。

（問3）地元が潤う方法について

（県答）B級及びC級については、意見交換会資料4（P13）のとおり、県内を6区分に分割しての地域性を活かした発注を行っている。

## 【Ⅱ 入札制度と工事实績の見直し】

### 1 指名競争入札制度の一部適用について

予想される南海トラフ大地震等の広域災害において、ライフラインの復旧にあたるのは地域の建築事業者です。各地域に健全な建設事業者を育成していくことは、その地域にとって死活問題となります。建設業界は高齢化が進み、登録業者数も減少傾向が続いています。賃金も上がらず、若者にとって魅力ある業界とは全く言えない状況です。指名競争入札制度は、地域の建設事業者の健全化に役立つ制度と考えますので、C もしくは BCクラスでの適用を検討頂きたい。

(問1) 指名競争入札制度について

(県答) 建築一式工事の一部について試行している。

今の制度では機械的に事務処理が行われるため、技術力のある企業が受注できないといった側面も見受けられる。

### 2 入札関係に関する質問・要望について

#### 【小規模工事における地域性を考慮した発注】

小規模な工事においては地域性を考慮して発注して頂きたい。

(問1) 地域性の考慮した発注について

(県答) B級及びC級については、意見交換会資料4(P13)のとおり、県内を6区分に分割しての地域性を活かした発注を行っている。

#### 【工事实績の見直し】

発注工事件名が改修工事なのに実績として同種工事の「新築、増築、改築」に限るなっている。改修工事も実績として頂きたい。

(問1) 工事实績の見直しについて

意見交換会資料5(P14～25)の公告資料のとおり、改修工事については改修工事(民間除く)を実績として認めている。

・建設管工事の場合、入札公告(P15)では「改修工事を除く」となっている。

・改修工事にあつては、入札公告(P18)にあるように、「改修工事にあつては国、県、市町村の発注工事に限る」と改修工事を実績として認めている。

### 【Ⅲ 施工に関する要望】

#### 1 施工に関する質問・要望について

##### 【提出書類の簡素化】

働き方改革の一環として思い切った簡素化を検討していただきたい。

(問1) 提出書類の簡素化について

(県答) ① 国としても働き方改革等の取組により、書類の集約化等の取組を行っている。

② 詳細については調査中である。

③ 簡略化できる部分は簡略化したいと考えている。

※ 参照：意見交換会資料6 (P26)

#### 2 改修工事における工期の確保について

近年、県発注工事は新営工事と比較すると改修工事の発注ウエイトがより多くなりました。ご承知のように改修工事の施工に当たっては執務者の影響や病院や学校など建物の用途によっても随分と施工環境も変り制約を受ける場合が多く、短期間に集中的に施工に必要な人的確保が必要など、現場担当者の休日出勤・残業等の面から、発注に当たっては早期発注などで十分な工期の確保をお願い致します。

(問1) 十分な工期の確保について

(県答) 設計事務所に概略工程を作成してもらい、それを元に余裕を持った工期設定を行っている。また、発注側としては早期発注を心掛けている。

### 【Ⅳ 経費等の見直し等】

#### 1 価格(単価)の見直しについて

原油価格の高騰により、資材の単価が上昇しているので、見積価格の見直しをお願いしたい。

(問1) 見積価格の見直しについて

(県答) ① 国の定める積算基準により行っている。

② 資材については、毎月見直しを行っている。

③ 見積については、最新の物を使用するようにしている。

④ 単価は、国の単価を基準に、市場単価、見積りによる単価で行っている(歩掛かりも同様)。単価の見直しは毎月行っている。

## 2 屋内工事における熱中症対策等の経費の見直しについて

県土整備部が発注する建設工事で、現場環境改善に関する経費の見直し中で、安全関係の計上項目として熱中症予防が明記してありますが、対象工事が屋外で実施する工事で屋内工事は対象外となっています。猛暑日が続いた場合、屋内作業での熱中症予防の対策が必要だと思われませんが、今後屋内作業での熱中症対策等の経費の見直しはあるのでしょうか。

(問1) 屋内工事における熱中症対策等の経費の見直しについて

- (県答) ① 経費の見直しは行っていない。国等の情報収集に努めたい。  
② 今のところ、熱中症対策として経費の見直しは考えていない。

## 3 営繕工事における「週休2日工事」の試行について

今後、営繕工事においても、工期的に支障が無い工事については、週休2日工事の試行があるのでしょうか。

(問1) 週休2日工事の試行について

- (県答) ① 県営繕課においては、試行に向けて情報収集中である。  
② 県土整備部では、現場事務所の一斉閉所を11月10日に行いたいと考えている。  
③ 土日に限らず、休日2日の確保をしているかについては実状を伺いたいと考えている。

## 【V その他の質疑】

### 1 営繕課設備室からの質疑

(問1) 改修工事では、施設を利用しながらの工事になる場合がほとんどであるため、土日に工事を行わなければならないことがあるが、その際には平日に休日確保できているか。

(県管連) ① 1ヶ月程度の長いスパンで休日を取っている状態である。

② 新築工事において、前工程の施工が遅れることで十分な休日確保しにくい状況がある。

③ 作業員が掛け持ちしている場合も有り十分な休みを確保できにくいケースもある。

### 2 出席者からの質疑

(問1) 低入札価格調査に関して、辞退した場合のペナルティはあるのか。

(県答) 辞退に対するペナルティはない。

(問2) 機械設備工事と管工事は同意義という考え方で良いか。

(県答) 構わない。機械器具設置工事業と混同することがあるので留意願いたい。

(問3) 低入札価格調査に関して、最初の段階では辞退しない方が良いか。

(県答) 辞退についてはどの段階でも行っても問題無い。資料の作成に係る事務量は少なくないことを認識いただいた上で各自判断をお願いしたい。